沖縄県認可外保育施設指導監督要綱

第１　総則

１　目的

この要綱は、認可外保育施設について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条の規定に基づく調査、勧告及び命令等による指導監督を的確に実施し、もって認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

知事は、法に定める指導監督のほか、認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じ、認可外保育施設に対する助言指導を行う。

２　認可外保育施設の定義

この要綱において認可外保育施設とは、県内（那覇市及び宮古島市を除く。）に所在する法第６条の３第９項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 34 条の 15 第２項若しくは第 35 条第４項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関連する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第１項の認可を受けていないもの（法第 58 条の規定により認可を取り消された施設又は認定こども園法の認可を取り消された施設を含む。以下同じ。）をいう。

なお、当該認可外保育施設には、法第 39 条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域で、へき地保育事業の実施について（平成 26 年５月 29 日雇児発 0529 第 30 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、市町村長が実施要件に適合すると認め設置した認可外保育施設（以下「へき地保育所」という。）を含む。

３　指導監督基準

指導監督は、別表に定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）により行うことを原則とする。ただし、１日に保育する乳幼児が５人以下である小規模な施設であって、知事が特に必要と認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができる。

４　認可外保育施設の把握、届出及び事前指導等

⑴　認可外保育施設の把握

知事は、市町村長又はその他関係機関等の協力を得るほか、地域の人材を活用し、県内に所在する認可外保育施設の把握に努める。

⑵　設置・変更等の届出

ア　法第 59 条の２第１項の規定に基づく知事への設置届は、認可外保育施設指導監督の指針（令和６年３月 29 日付けこ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知。以下「国指針」という。）に定める様式による。

イ　法第 59 条の２第２項の規定に基づく知事への届出は、国指針に定める様式による。

⑶　設置・変更届出にあたり提出を求める書類

知事は、法第 59 条の２第１項の規定に基づく設置届出又は同条第２項の規定に基づく変更届出にあたり別紙に定める書類を求めるものとする。

⑷　認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導

知事は、認可外保育施設を設置しようとする者等から相談があった場合及び市町村等関係機関から新規設置の情報を得た場合には、国指針に定める様式を交付し、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、関係法令及び指導監督基準の遵守を求める。

また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導する。

⑸　届出懈怠及び虚偽の届出をした場合の措置

法第 59 条の２第１項の届出対象施設であるにもかかわらず、開設後１箇月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合は、国指針に定める様式により、期限を付して届出を行うよう求める。

第２　通常の指導監督

１　通則

通常の指導監督は、報告徴収及び立入調査により行う。

知事は、指導監督に当たっては、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、保育内容、保育環境等に問題があると認められる又は推定されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、児童福祉法に基づき厳正に対処する。

２　報告徴収

⑴　運営状況の報告

法第 59 条の２の５に基づく知事への運営状況の報告は、国指針で定める様式による。

⑵　事故等が生じた場合の報告（臨時の報告）

知事は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、当該施設の管理下において、重大な事故が生じた場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和８年３月 30 日こ成安第 45 号）に基づき、直ちに報告させるものとする。

また、食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年２月 22 日付け健発 0222002 号・薬食発第 0222001 号・雇児発 0222001 号・社援発第 0222002 号・老発 0222001 号通知）に準じて報告させるとともに、管轄の保健所に報告させ必要な指示を求めるよう指導するものとする。

⑶　長期滞在児がいる場合の報告（長期滞在時の報告）

知事は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、当該施設に、24 時間かつ週のうちおおむね５日程度以上入所している児童がいる場合は、国指針で定める様式を用いて、速やかに報告させるものとする。

⑷　特別の報告徴収

知事は、第２の２⑴～⑶の場合を除くほか、児童の処遇上の観点から認可外保育施設に問題があると認められる場合は、随時、特別に報告を求める。

なお、この場合、必要に応じて第２の３⑴イの特別立入調査を実施する。

３　立入調査

⑴　立入調査の種類

ア　通常の立入調査

認可外保育施設に対し、原則として年１回以上実施する立入調査をいう。

イ　特別立入調査

死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合において、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、施設又は事務所に対して実施する立入調査をいう。

ウ　巡回訪問（調査）

ア及びイ以外で、別に定める場合において、随時実施する立入調査をいう。

⑵　立入調査の方法等

知事は、年度ごとに実施計画を定め、期日を事前通告の上、その職員をして定期に認可外保育施設又はその事務所に立ち入り、その設備又は運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問を行わせる。この場合において、必要に応じ、保育従事者、事務職員及び利用児童の保護者等から事情を聴取する。ただし、法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、施設の設置者若しくは管理者又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年１回以上行うものとする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、知事が必要と判断する場合には、立入調査を行う。

⑶　新規把握施設への対応

知事は、第２の３⑵の実施計画にかかわらず、年度途中に新規に把握した認可外保育施設について、速やかに立入調査を行うよう努める。

⑷　立入調査の実施体制

立入調査は、原則として関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者を含む職員２名以上で行う。

立入調査を行う職員は、法第 59 条第１項に規定する身分を証明する証票を携帯しなければならない。

⑸　立入調査における連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市町村に対し立会いを求めるほか、必要に応じて関係機関と連携して指導を行う。

⑹　口頭の助言、指導等

改善指導は文書で行うことを原則とするが、立入調査実施の際においても、必要と認められる助言、指導等を口頭により行う。

⑺　第２の３⑷から同⑹までの規定は、特別立入調査及び巡回訪問にも適用する。

なお、特別立入調査及び巡回訪問は、事前通告をせずに実施することができる。

４　へき地保育所に対する通常の立入調査の実施について

⑴　へき地保育所に対する通常の立入調査は、３の⑴のアの規定に関わらず、設置者である市町村と協議のうえ２年に１回とすることができる。

⑵　へき地保育所に対する通常の立入調査は、県福祉事務所長（以下「所長」という。）が実施する。

⑶　所長は、当該年度の立入調査実施計画を決定し、毎年５月末日までに別添様式１を子育て支援課長に提出する。

⑷　所長は、立入調査の期日、立入調査職員の氏名、整備しておくべき書類、提出すべき書類、その他必要な事項等を、原則として立入調査の１ヶ月半前までに通知する。

⑸　所長は、職員名簿、児童名簿等を立入調査実施期日の２週間前までに市町村長に対し提出を求め、立入調査日は、これら書類等により調査を実施する。

⑹　立入調査は当該へき地保育所を設置した市町村職員の立会いを求めて実施する。

⑺　立入調査職員は、立入調査終了後、当該立入調査の結果について、責任者に対し、現地において講評を行う。

⑻　所長は、立入調査の結果、指摘事項に対する是正改善状況の報告を求める必要がある場合は、市町村長に対し別添様式２を添えて通知する。

⑼　所長は、別添様式２を実施年度末日までに子育て支援課長に提出する。

第３　問題を有すると認められる場合の指導監督

１　通則

立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図る。

なお、へき地保育所の立入調査の結果、改善を求める必要がある場合は、へき地保育所立入調査実施要領で定める措置を通じて改善を図ることを原則とする。

２　改善指導

知事は、立入調査の結果について、別に定める評価基準に基づき評価を行い、改善を求める必要があると認められる認可外保育施設については、改善すべき事項を文書により通知し、おおむね１箇月以内の回答期限を付して、改善状況報告を求めるものとする。なお、改善に時間を要する事項については、おおむね１箇月以内に改善計画の提出を求める。

３　改善勧告

⑴　改善勧告の対象

ア　知事は、改善指導を行っているにもかかわらず改善措置が講じられず、改善の見通しがない認可外保育施設の設置者等に対し、法第 59 条第３項の規定に基づく改善勧告を行う。

イ　次のいずれかに該当する場合には、文書による改善指導の手続を経ることなく、改善勧告を行う。

(ｱ) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合

(ｲ) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合

(ｳ) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

⑵　改善勧告の内容

改善勧告は、文書により行うものとし、おおむね１箇月以内の回答期限を付し、当該施設の設置者等から書面により報告を求める。建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる事項については、移転に要する相当の期間を付して移転を勧告することができる。

⑶　確認

知事は、改善勧告を行った認可外保育施設の設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、当該改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様とする。

⑷　利用者に対する周知及び公表

知事は、改善勧告に対して改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について周知するとともに、法第59条第４項の規定に基づき、公表する。

４　事業停止命令又は施設閉鎖命令

⑴　事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

知事は、認可外保育施設等の設置者又は管理者が改善勧告に従わず、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるときは、法第59条第５項の規定に基づき、その事業の停止又は施設の閉鎖を命じる。

⑵　事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順

ア　関係機関との調整

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

イ　弁明の機会の付与

知事は、事業の停止又は施設の閉鎖を命じようとする場合は、当該認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、あらかじめ文書により、弁明の機会を与える。

ウ　沖縄県社会福祉審議会からの意見聴取

知事は、弁明書の受理後又は提出期限の経過後、速やかに沖縄県社会福祉審議会の意見を聴く。

エ　事業停止命令又は施設閉鎖命令の発令

知事は、沖縄県社会福祉審議会の意見聴取後、速やかに判断した上で、文書により事業停止又は施設閉鎖を命じる。

オ　緊急時の対応

知事は、児童の福祉の確保のため、緊急の必要があるときは、改善指導、改善勧告、弁明の機会の付与及び社会福祉審議会からの意見聴取の手続を経ずに事業の停止又は施設の閉鎖を命じる。

⑶　公表

知事は、事業停止又は施設閉鎖を命じたときは、当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表する。

また、県内すべての市町村に対し、通知するとともに、その内容を公表するよう要請する。

第４　情報提供

１　市町村長等に対する情報提供

知事は、法令に定める通知のほか、報告徴収及び立入調査等の状況並びに改善指導を行った後の当該施設の状況等について、当該施設の所在地の市町村長に対し、情報提供を行う。

２　県民への情報提供

知事は、県民に対し、認可外保育施設の状況についての情報を提供するとともに、市町村長に対し、当該市町村の住民への当該情報の提供を行うよう協力を求める。

3　認可外保育施設制度の周知

知事は、認可外保育施設制度について、県のホームページ、県の広報媒体等様々な媒体を用いて、広く周知を図る。

4　認可外保育施設が行う情報提供

⑴　法第 59 条の２の２に規定する提供サービス内容の掲示は、施設の内部においては国指針に定める様式により、施設の外部においては別添様式３により行う。

⑵　法第 59 条の２の４の規定に規定する契約締結時の利用者に交付する契約内容を記載した書面は、国指針に定める様式による。

⑶　認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設の設置者等は、当該証明書を施設内の利用者が見やすい場所に掲示する。

第５　雑則

1　要綱に定めのない事項

この要綱に定めるもののほか、認可外保育施設の指導監督に関し必要な事項は、知事が別に定める。

2　市町村長の協力

知事は、法第 59 条の２の６の規定に基づき、認可外保育施設に関する指導監督事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、協力を求める。

附則

この要綱は、平成 25 年２月 19 日から適用する。

ただし、第４の４の認可外保育施設が行う情報提供のうち、提供サービス内容の施設の外部における掲示及び証明書の掲示についての文書による改善指導は平成 25 年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、平成 25 年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、平成 26 年４月７日から適用する。

附則

この要綱は、平成 28 年５月 16 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年５月 10 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 30 年５月 11 日から適用する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、令和６年１月１日から適用する。

附則

この要綱は、令和６年４月 12 日から適用する。

附則

この要綱は、令和７年１月 31 日から適用する。

附則

この要綱は、令和７年８月 18 日から適用する。

附則

この要綱は、令和８年 11 月 18 日から適用する。

ただし、へき地保育所に関する基準、指導監督の方法等については、令和９年４月１日から適用する。

別紙（要綱第１－４－⑶関係）

法第 59 条の２第１項に基づく設置届出又は同条第２項に基づく変更届出にあたり知事が提出を求める書類について

１　法第 59 条の２第１項に基づく設置届出にあたり知事が求める書類は下の表のとおりとする。

№	提出書類	施設型*1	居宅訪問型*2	備考
1	設置者の身分に関する公的証明書	○	○	
2	施設平面図等（保育室や調理室、便所等の位置や大きさがわかる書類）	○	-	
3	賠償責任保険・傷害保険等の加入が確認できる書類	○	○	
4	有資格者（保育士、看護師、准看護師）の資格の確認ができる書類	○	○	該当する場合のみ
5	職員の研修等の参加状況が確認できる書類	○	○	該当する場合のみ
6	マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類	○	○	該当する場合のみ
7	企業主導型保育事業運営費助成決定通知書	○	-	該当する場合のみ
8	その他知事が必要と認める書類	○	○	該当する場合のみ

*1　認可外保育施設（法第６条の３第 11 項の規定による業務を目的とする施設を除く。）

*2　認可外保育施設のうち、法第６条の３第 11 項の規定による業務を目的とする施設

２　法第 59 条の２第２項に基づく変更届出にあたり知事が求める書類は、次のとおりとする。

⑴　法第 59 条の２第１項第２号の変更

設置者の身分に関する公的証明書

⑵　法第 59 条の２第１項第３号の変更（法第６条の３第 11 項の規定による業務を目的とする施設を除く）

施設平面図等（保育室や調理室、便所等の位置や大きさがわかる書類）